

保健所の休日・夜間の健康危機管理体制に関する調査の概要【速報】

．目的

地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示）において、保健所は「休日及び夜間を含め適切な対応を行う体制の整備を図ること」とされているが、この度の食品による薬物中毒事案の発生に伴い、各都道府県、保健所設置市、特別区（130地方公共団体）を対象に、休日・夜間の健康危機管理体制に関する調査を実施した。

．調査方法

2月6日～2月8日の3日間に、感染症、食中毒などの届出に対する休日・夜間の対応体制について、選択肢を設けて調査を実施した。

．調査結果（回答が多かったもの）

（1）食中毒の届出

守衛等がまず電話を受け、担当者に連絡を取って対応している

【83団体（64%）】

休日・夜間の対応者を決めて、事前に関係者に周知して対応している

【27団体（21%）】

留守番電話のメッセージで担当者の番号を案内することで対応している

【26団体（20%）】

（2）感染症の届出

守衛等がまず電話を受け、担当者に連絡を取って対応している

【82団体（63%）】

休日・夜間の対応者を決めて、事前に関係者に周知して対応している

【34団体（26%）】

留守番電話のメッセージで担当者の番号を案内することで対応している

【30団体（23%）】

（注）地方公共団体によっては、複数回答のところもあるため、集計数は130を超えている。